

奈良県告示第三百二十四号

令和二年十二月奈良県告示第三百五号（家畜伝染病の発生による家畜等の移動及び搬出の禁止）の一部を次のように改正し、令和二年十二月二十七日から施行する。

令和二年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

告示文並びに一及び二中「及び搬出」を削る。

三を次のように改める。

三 移動を禁止する区域

別図の移動制限区域

（別図は省略し、その図面を奈良県食と農の振興部畜産課に備え置いて縦覧に供する。

）